

# 小林市 放課後児童クラブのご案内

小林市健康福祉部こども課

小林市細野 300 番地

電話：0984-23-1278 FAX：0984-24-5063

令和7年度版

## 放課後児童クラブについて

### 1 児童クラブとは

児童クラブは、就労や就学、病気、家族の介護等により、保護者が昼間家庭にいない小学校に通う児童に、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的としています。

### 2 対象児童

小林市内の小学校に通う1年生から6年生までの児童

### 3 開設時間

- ◆平日(学校のある日) …… 下校時から午後6時まで
- ◆土曜日、長期休業期間、学校行事の振替休日… 午前8時から午後6時まで

### 4 休業日

- ◆日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日およびその振替休日
  - ◆年末年始(12月29日から1月3日まで)
- ※その他、台風等の災害や、感染症の集団感染等により、休業することがあります。

### 5 各利用料について

利用日数にかかわらず、児童1人につき下記のとおりとします。

- ◆保護者負担金: 毎月 3,000 円
- ◆保護者会費 : 毎月 2,500 円程度(おやつ代等)
- ◆傷害保険料 : 年額 1,500 円程度

※保護者負担金を除く料金(保護者会費、傷害保険料)については、各放課後児童クラブによって異なります。平日、クラブの専用車での迎えを利用される場合は、別途送迎代がかかります。詳細は、3ページに記載の「放課後児童クラブ一覧表」をご覧ください、児童クラブへお問い合わせください。

※令和7年度保護者負担金の減免制度…対象者は利用開始時点で「①生活保護を受けている・②児童扶養手当を受給している・③教育委員会から就学援助費を受けている」のいずれかに該当する方です。ご希望の方は、事前に申請が必要ですので、「小林市放課後児童健全育成事業等減免申請書」を提出してください。審査後、結果を文書にて通知します。

### 6 提出書類

下記を一式揃えて第1希望の児童クラブに直接ご提出ください。※④は該当者のみ提出

- ①放課後児童クラブ入会申請書(兼登録児童台帳)
  - ②誓約書
  - ③各種証明書及び申立書
    - ・就労証明書兼自営業申立書
    - ・求職活動申立書(※添付書類あり)
    - ・入会要件申立書(※添付書類あり)
  - ④小林市放課後児童健全育成事業等保護者負担金減免申請書 ※該当者のみ
- ※児童1人につき1枚
- ※保護者1人につき、いずれか1枚を提出  
兄弟姉妹で入会を希望される場合、各種証明書及び申立書は1通で構いません。

※提出書類が揃い次第、入会審査を行います。①～③の書類が揃っていない場合は受付できませんので、ご注意ください。

※①～④の申請書等は、各放課後児童クラブ、本庁こども課及び野尻庁舎住民生活課の窓口で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

### 7 受付期間について

<令和7年度入会申請一斉受付について> ※先着順ではありません

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの入会申請について下記のとおり一斉受付を行います。

●受付期間: 令和7年1月20日(月)から2月7日(金)まで(日曜を除く。)

●提出場所: 第1希望の放課後児童クラブ ※市役所ではありません

なお、放課後児童クラブ一覧表に記載の「みまつこどもクラブ」を第1希望にされる世帯は、直接市役所こども課に提出ください。

※申請は年度毎に行う必要がありますので、現在入会中の方も申請が必要です。令和7年4月からの利用は審査によって決定します。希望者が多く、第1希望の児童クラブに入会できないこともありますのでご了承ください。

#### <上記以外(年度途中)の入会申請受付について>

上記の受付期間以外で入会申請を希望される方は、下記のとおり受付を行っております。入会決定については、申請内容及びクラブの状況等を踏まえて判断する必要がありますのでご了承ください。

- 受付期間:入会希望日の約2週間前から
- 提出場所:小林市役所 こども課(本庁1階)

### 8 入会審査について

- ◆申請者数がクラブの定員を超えている場合、審査結果・児童クラブの状況等を総合的に判断のうえ、入会者を決定します。審査結果は、「入会決定」または「入会待機」のいずれかになります。結果の通知は、全て文書にて行います。※審査結果の発送予定日は、3月上旬頃です。
- ◆第1希望での審査において入会ができなかった場合は、自動的に第2・3希望への入会審査となります。
- ◆入会審査では、児童の学年も審査対象となります。そのため、弟妹だけが入会決定し、兄姉が入会待機となる場合があります。(希望がない限り、別々のクラブへ入会することはありません。)
- ◆入会待機となった方については、児童クラブの定員に空きが生まれたら、順に入会のご案内をいたします。案内の順番は、待機されている方の中から入会審査を再度行い、決定します。

### 9 退会・休会

児童クラブを退会、一時的に利用を休止したいときは、事前に退会届、休会届の提出が必要となります。退会や休会が認められた場合には、在籍日数に応じて保護者負担金を減額します。

負担金の計算については、市の条例に基づき、在籍日数が月の3分の1未満は1,000円、3分の1以上3分の2未満は2,000円、3分の2以上は3,000円となります。※日割りは行っておりません。  
なお、休会が認められる期間は、おおむね1か月です。

### 10 入会解除・入会決定取り消し・入会審査保留 **重要**

次のような場合は、入会を解除、入会決定の取り消し又は入会審査を保留とすることがありますので、ご了承ください。

- ・署名・提出した誓約書に記載のある内容に反した行為があった場合
- ・各種証明書及び申立書の期限がきたまま更新分の書類の提出がない場合
- ・児童クラブ内の秩序を乱したり、クラブ職員への暴力・暴言・威圧的な言動があった場合
- ・無断で長期間の欠席があった場合
- ・育児休業や退職等により保護者が勤務をしない状態となった場合

※出産につきましては、産後2か月を過ぎた月末までは預けることができます。

例) 6月10日に出産 → 8月31日まで預けることができます。

### 11 入会決定後に辞退する場合

入会決定通知到着後に、転勤や移住などで小林市を転出することとなった世帯や、新年度は児童クラブを利用しないことにした世帯は、入会決定のあった児童クラブに申し出てください。

放課後児童クラブ一覧表（小林地区:15クラブ 野尻地区:5クラブ）

放課後児童クラブ名	対象 学校区	場所	運営法人	連絡先	定員	迎え
小林小放課後児童クラブ	小林	小林小学校敷地内 専用施設	特非) 小林子育て支援協会	23-5083	40名	
南小放課後児童クラブ	南	南保育園内	社福) 銀杏の会	22-6221	25名	
細野小放課後児童クラブ	細野	細野小学校余裕教室	特非) みらい	23-7234	56名	
こぼと放課後児童クラブ	小林・南	認定こども園 こぼと保育園内	社福) こぼと福祉会	22-6692	35名	● 条件付き
三松小放課後児童クラブ	三松	三松小学校敷地内 専用施設	特非) 小林子育て支援協会	23-8731	40名	
野尻放課後児童クラブ	野尻	野尻小学校前 専用施設	特非) 開拓舎	44-3636	25名	
東方放課後児童クラブ	東方	東方保育園内	社福) 浄信会	22-3761	25名	
西小林放課後児童クラブ	西小林	認定こども園 西小林保育園内	社福) 願正会	27-1647	25名	
紙屋小放課後児童クラブ	紙屋	紙屋小学校余裕教室	特非) 開拓舎	46-1888	20名	
栗須小放課後児童クラブ	栗須	栗須小学校余裕教室	特非) 開拓舎	44-3385	25名	
三松小第2・第3 放課後児童クラブ	三松	農村環境 改善センター内	特非) 小林子育て支援協会	23-0755	各20名	
緑ヶ丘放課後児童クラブ	小林・南	市役所第4別館隣	特非) みらい	22-3316	40名	
大塚原放課後児童クラブ	野尻・栗須	大塚原認定こども園内	社福) こぼと福祉会	44-0700	25名	●
キッズサポートルーム HUG 上ノ馬場	小林	二口小児科医院跡 【真方 212】	一社) HUG	(080) 9106-7767	40名	● 条件付き
みまつ放課後児童クラブ	三松	認定こども園みまつ内	社福) 浄信会	22-4446	35名	
のじりこども園 放課後児童クラブ	野尻	認定のじりこども園内	社福) 洗心会	44-1138	10名	
こぼかん児童クラブ	小林・南 ・細野	小林看護医療 専門学校内	学) 宮崎総合学院	27-3010	40名	●
小林カトリック幼稚園 放課後児童クラブ※	小林・南	小林カトリック幼稚園内	学) 宮崎カトリック学園	22-2756	20名	
みまつこどもクラブ※	三松	民家 【堤3505番地1】	一社) みなみ	(080) 1457-1123	20名	

特非・・・特定非営利活動法人 社福・・・社会福祉法人 一社・・・一般社団法人 学・・・学校法人

※令和7年4月1日 新規開設予定

施設の見学や送迎については、直接、児童クラブへお問い合わせください。

三松小第2放課後児童クラブは移転及び運営法人が変更になります。

みまつこどもクラブを第1希望とする世帯につきましては、申請書の提出は市役所こども課になります。

【提出書類確認表】※ 保護者が確認用に使用してください。

- 入会申請書 ※児童1人につき1枚
- 誓約書 ※児童1人につき1枚
- 各種証明書及び申立書 ※保護者1人につきいずれか1枚
  - ・就労証明書兼自営業申立書
  - ・求職活動申立書(添付書類が必須)
  - ・入会要件申立書(添付書類が必須)
  
- 小林市放課後児童健全育成事業等保護者負担金減免申請書 ※該当者のみ

## ～よくある質問と回答（FAQ）～

Q1. 市外に住んでいますが、入会できますか。

A1. 市外在住であっても、市内の小学校に通学している児童であれば、入会することができます。

Q2. 入会決定は先着順ですか。

A2. 先着順ではなく、選考にて入会者を決定します。

定員を超える申請がある場合、児童の学年や保護者の就労状況、家庭の状況などを考慮して入会児童を決定します。

Q3. 就労していませんが、児童クラブは利用できますか。

A3. 就労以外にも求職活動や保護者の疾病や障がい、就学、家族の看護・介護などでも利用できます。

ただし、求職活動申立書や入会要件申立書の提出が必要となります。

Q4. 土曜日だけの勤務ですが、入会できますか。

A4. 就労時間が8時～18時の時間帯であれば入会できます。

今のところ、勤務日数の制限はありませんが、定員以上の申請があった場合、勤務日数が少ない等については、待機となることがあります。

なお、就労のない日については、できるだけご自宅での保育をお願いします。

Q5. 長期休業中のみの利用はできますか。

A5. 定員に満たない場合に限り、利用することができます。

また、希望のクラブが受入上限人数を満たしており入会できない場合は、空きのある他のクラブへ入会することも可能です。（校区外も可。）

Q6. 出産後に産休に入りますが、利用できますか。

A6. 産前は出産予定日より遡って2ヶ月前の月の初日から、産後は出産日から2ヶ月を経過した月の月末まで利用できます。

提出書類として、入会要件申立書及び母子健康手帳（表紙及び出産予定日のページ）の写しを提出してください。

産後は、母子健康手帳（出生届出済み証明のページ）の写しなど出生日のわかるものの提出が必要です。

Q7. 現在、育休中です。入会申請はできますか。

A7. 育休期間中は入会することはできません。

ただし、育休からの復帰日以降についての入会申請をすることは可能です。

Q8. 現在、就職活動中で、4月から就職の内定をもらっています。就労証明書を提出できませんが、どうしたら良いですか。

A8. 内定の証明がもらえる場合は、その写しを申請書に添付してください。内定の証明がもらえない場合は、就職活動申立書を提出した上で、就職後に就労証明書を速やかに提出してください。

なお、入会日より3ヶ月以内に提出がない場合は退会となりますので、ご注意ください。

Q9. 現在は13時までの勤務ですが、17時までの勤務に変更になるため、入会申請します。現在の勤務先では、13時までの就労証明書しか提出できませんが、どうしたら良いですか。

A9. 勤務先で就労証明書の空いているスペースに「〇月〇日より勤務時間変更予定（〇時～〇時）」等の記載をいただければ結構です。

この場合、入会後は速やかに就労証明書（変更後の勤務時間が記載されたもの）を提出してください。

Q10. 郵送での申請はできますか。

A10. 可能です。ただし、年度当初からの利用予定の場合は、できる限り受付期間内に市役所に届くように提出してください。

Q11. 証明者・保護者の印は必要ですか。

A11. 押印は必要ありません。